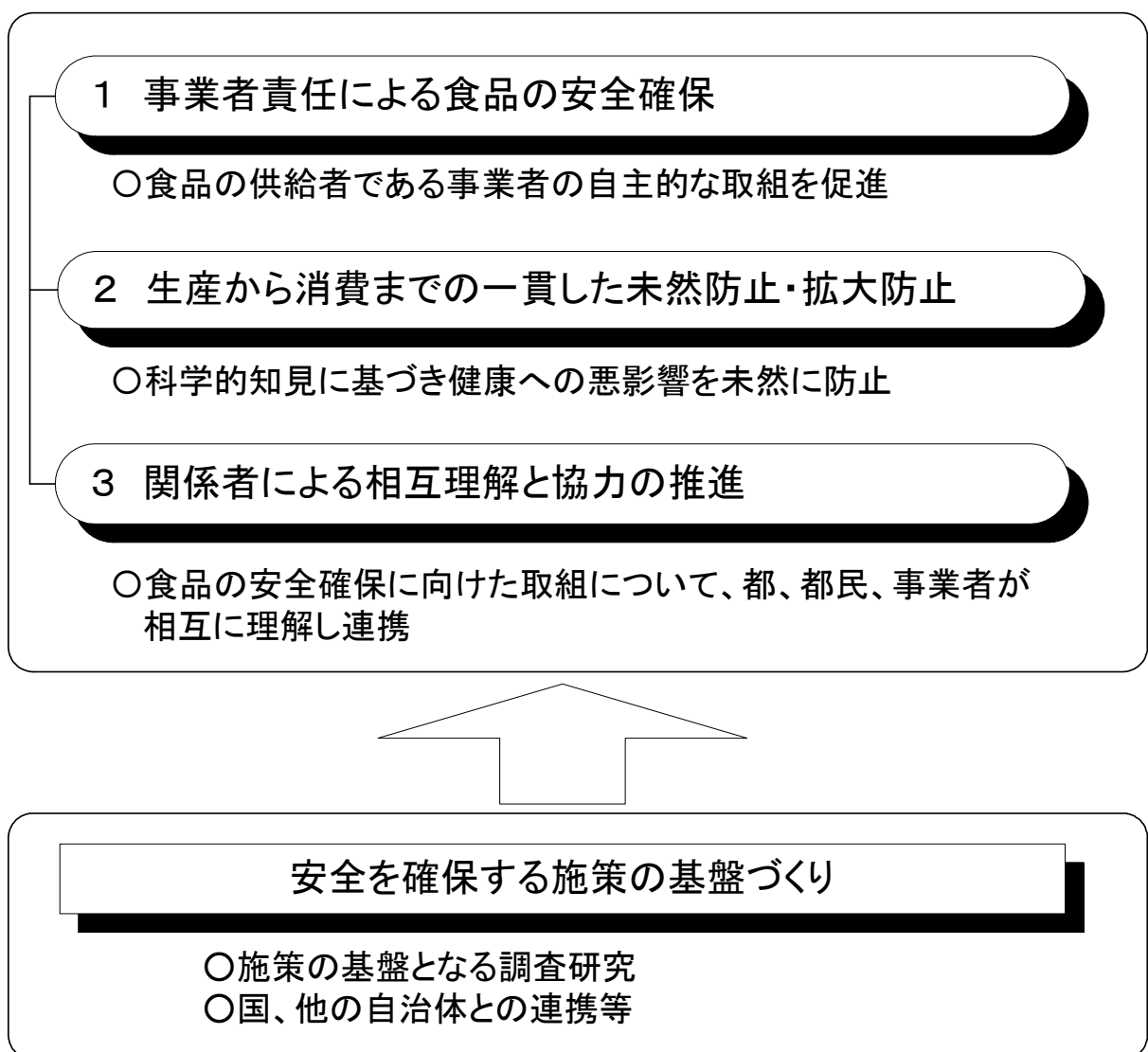
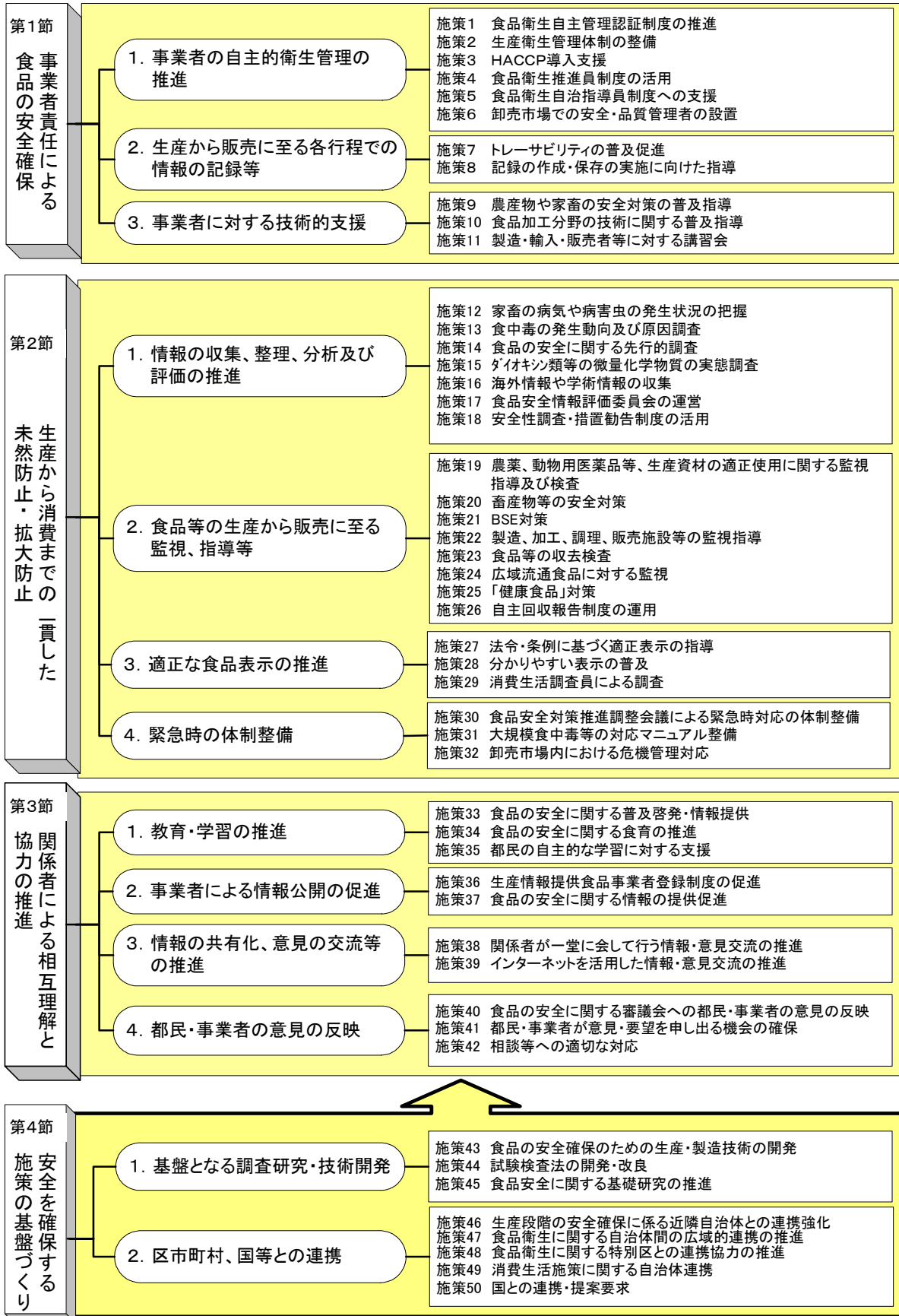


第2章 生産から消費に至る食品安全確保施策（基本的プラン 50）

生産から消費に至る各段階で展開する都の施策を「基本的プラン」とし、食品安全条例の基本理念を踏まえた施策とそれを支える基盤を柱として体系化し、今後、進める取組の全体像を明示した。



生産から消費に至る施策の総合的な体系



第1節 事業者責任による食品の安全確保

食品の安全確保を図る上で、供給者である事業者が安全管理を適切に実施することが最も重要である。このため、食品安全条例では、その基本理念の一つとして「事業者責任を基礎とする安全確保」を掲げ、併せて自主的な衛生管理の推進をはじめとする事業者の責務を規定している。

都は、こうした食品の生産から販売に至る各段階で、食品の安全確保に向けた事業者の自主的な取組を一層促進させ、都内に安全な食品が流通・販売されるよう、各種の施策を進めていく。

1 事業者の自主的な衛生管理の推進

都民に安全な食品を供給するためには、事業者が自主的な衛生管理に積極的に取り組んでいくことが必要であるが、事業者の自主的な衛生管理への取組は、都民から見えにくく、評価される機会が乏しいことが、取組が進まない要因のひとつとなっている。

また、事業者が取組を進めていくうえでは、衛生管理に関する知識や技術が必要であるが、十分に理解されていない面もある。

【方策】

- 事業者による自主的な衛生管理の取組が客観的に評価され、事業者の社会的信頼が向上するような仕組みを、より多くの業種を対象に構築
- 事業者及び事業者団体による自主的な衛生管理の推進を支援

【具体的な施策】

○施策1 食品衛生自主管理認証制度³の推進

目的：食品関係施設全体の衛生水準の向上を図り、都民に安全性の高い食品を提供するとともに、事業者への信頼性を高める。

概要：飲食店や食品製造施設などの食品関係施設で行われている衛生管理が、都が定める基準を満たしている施設を申請に基づき認証し、これを広く都民に公表する。

すべての食品関係施設を認証制度の対象とし、その普及拡大を図る。

³ 「食品衛生自主管理認証制度」：70 ページ参照

○施策2 生産衛生管理体制の整備

目的：農林水産物の生産段階において、食品の安全確保の観点から衛生管理の向上を図る。

概要：農産物の栽培管理や家畜の飼養管理において、衛生管理の高度化を図る。

○施策3 HACCP⁴導入支援

目的：食品の製造段階における品質管理手法の高度化、システム化を図る。

概要：HACCPシステムを法的に位置付けた制度である「総合衛生管理製造過程⁵」の承認を目指す施設への技術的支援を行う。

また、それ以外の施設であって、HACCPシステムの考え方に基づく衛生管理の導入を目指す施設への技術的支援も行う。

○施策4 食品衛生推進員⁶制度の活用

目的：食品衛生法に基づく食品衛生推進員制度を活用し、事業者の自主的な取組を促進する。

概要：食品衛生推進員に対して、食品の安全に関する最新情報の提供などの支援を行い、食品衛生推進員による事業者への指導・助言等を通して、食品事業者全体の衛生管理を向上させる。

○施策5 食品衛生自治指導員制度⁷への支援

目的：食品関係業界全体の自主的な取組による衛生管理の向上を促進する。

概要：事業者団体が実施している、自治指導員の巡回指導活動による事業者への指導・助言が、より適切に行われるよう、自治指導員に対する衛生教育などの支援を行う。

○施策6 卸売市場での安全・品質管理者の設置

目的：食品の流通拠点である中央卸売市場での危機管理対応の強化及び衛生水準を向上させる。

⁴ 「HACCP」：77 ページ参照

⁵ 「総合衛生管理製造過程」：71 ページ参照

⁶ 「食品衛生推進員」：71 ページ参照

⁷ 「自治指導員制度」：67 ページ参照

概要：中央卸売市場内における食の安全・安心確保に関する取組の推進役として「安全・品質管理者」を各市場、卸売業者及び仲卸業者に設置する。

安全・品質管理者を通じて、危機管理対応の徹底及び衛生知識の普及啓発など、中央卸売市場における自主的衛生管理を推進する。

2 生産から消費に至る各段階での情報の記録等

食品の仕入れ・販売等に関する記録とその保管は、事故発生時等の原因究明や消費者への情報提供のために重要な事項である。

平成15年の食品衛生法の改正で、事業者は仕入れ・販売に関する記録の作成と保存⁸に努める旨が規定されたが、その取組について事業者への徹底が必要となっている。

また、国産の牛肉については、生産段階からその記録の作成、保管及び伝達が、牛の固体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(牛肉トレーサビリティ法)で義務づけられているが、その他の食品については個々の事業者の取組に委ねられている。

【方策】

- 生産・製造情報の記録義務やトレーサビリティ⁹等の導入に対する国の支援策等を普及
- 仕入れ・販売等に関する記録の作成・保管について事業者を指導

【具体的な施策】

○施策7 トレーサビリティの普及促進

目的：生産情報等の記録・伝達を進め、事故等の原因究明や拡大防止を図るとともに、都民に対する情報提供を通して食品に対する信頼性の向上を図る。
概要：農畜産物や加工食品のトレーサビリティ導入のため、法制度や先進事例等の情報提供を行い、国の支援策等を通してデータベースの構築、情報関連機器の整備等を促進する。

○施策8 記録の作成・保存の実施に向けた指導

目的：生産から販売に至る各段階での記録・保管を進め、事故等の原因究明や被害の拡大防止を図る。

⁸ 「記録の作成と保存」：66 ページ参照

⁹ 「トレーサビリティ」：77 ページ参照

概要：食品衛生法で事業者の努力義務として規定されている食品の仕入れ・販売に係る記録とその保管について、日常の監視指導業務を通じて指導し、各段階での実施を図る。

また、事業者が遵守すべき衛生管理の事項として食品衛生法施行条例で規定している「管理運営基準」に、記録・保管に関する事項を盛り込むなど対策を強化する。

3 事業者に対する技術的支援

食品安全基本法¹⁰の制定、食品衛生法の抜本的改正¹¹など、食品の安全に関連する法の改正が頻繁に行われ、制度の内容が複雑になっている。

また、生産段階においては、新たに開発された農薬や動物用医薬品、高病原性鳥インフルエンザ¹²の発生などに対し、事業者が適切に対応するための情報提供が必要となっている。

さらに、製造・加工技術や検査技術が高度化し、適切な衛生管理を行うためには、常に新しい知識・技術が必要となっており、これらの普及を支援する施策が求められている。

【方策】

- 法制度の概要、法改正の内容等について、事業者に対し分かりやすく普及・指導
- 農産物の安全確保や家畜の感染症発生に対応した生産技術の普及・指導
- 食の安全確保のための新しい製造・加工技術等の普及・指導
- 食品製造、加工、販売施設等で安全管理の核となる人材の育成

【具体的な施策】

○施策9 農産物や家畜の安全対策の普及指導

目的：生産者に対して生産技術等に関する情報提供等を行い、農林水産物の安全確保を図る。

概要：普及指導員¹³による指導等を通じて、農薬をはじめとする生産資材の適正使用に関する情報提供や、と畜検査¹⁴情報の畜産農家への還元など、生産者への技術的な支援を実施する。

¹⁰ 「食品安全基本法」：64 ページ参照

¹¹ 「食品衛生法の抜本的改正」：64 ページ参照

¹² 「鳥インフルエンザ」：76 ページ参照

¹³ 「普及指導員」：72 ページ参照

¹⁴ 「と畜検査」：72 ページ参照

○施策 10 食品加工分野の技術に関する普及指導

目的：最新の食品加工技術の普及により、食品の製造・加工段階での安全確保を図る。

概要：食品技術センター¹⁵等において、試験室の利用公開や、事業者ニーズに対応した技術開発や最新の加工技術の普及など事業者への支援を行い、食品の安全確保のための事業者の技術水準を向上させる。

○施策 11 製造・輸入・販売者等に対する講習会

目的：製造・輸入・販売者等に対する法令等の情報提供を通じて、食品の安全確保を図る。

概要：輸入食品関係営業者講習会や「健康食品」¹⁶の関係事業者講習会など、事業の内容や、食品に則した講習会を開催し、関係法令等の改正や違反事例、食中毒予防策など、事業者が必要とする情報を提供する。

また、各施設で衛生管理の核となる「食品衛生責任者¹⁷」に対して衛生講習会を開催し、適切な衛生管理を促進する。

¹⁵ 「食品技術センター」：71 ページ参照

¹⁶ 「健康食品」：75 ページ参照

¹⁷ 「食品衛生責任者」：71 ページ参照

第2節 生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止

食品安全条例では、健康への悪影響を未然に防止する観点から、科学的知見に基づく安全確保を図ることを基本理念の一つとしている。

この基本理念を踏まえ、食品の安全確保に関する監視指導等を、生産から消費に至るすべての段階で適切に実施していく。また、最新の科学的知見に基づく健康への悪影響を未然に防止する施策を進めるとともに、健康被害等が発生した場合に迅速・的確にその被害の拡大防止や再発防止が図られる体制を整えていく。

1 情報の収集、整理、分析及び評価の推進

事件や事故が発生してから対策を講じるいわゆる「事後対応型」の体制から脱却するため、国では食品安全基本法に基づき、内閣府に「食品安全委員会」を設置し、リスク評価を一元的に行った上で、リスク管理を実施している。しかし、すべての食品、危害原因物質に対して、迅速なリスク評価を行うことは困難である。

このため、都では、未然防止・拡大防止の観点から、都民に身近な自治体として「現場の情報」をいち早くキャッチし、これを分析して、大消費地である東京の地域特性に応じた施策を実施することが求められている。

【方策】

- 検査や調査等を通じて、食品の安全に関する様々な情報を幅広く収集
- 収集された情報を科学的に分析し、その結果を重点的な監視指導や国への提案要求など具体的な施策へ反映し、健康への悪影響を未然に防止

【具体的な施策】

○施策12 家畜の病気や病害虫の発生状況の把握

目的：家畜の疾病や病害虫の発生状況を把握し、その拡大防止や、動物用医薬品・農薬の適正な使用などを図る。

概要：家畜保健衛生所による病性鑑定や家畜の病気の検査及び調査を実施し、動物用医薬品の適正な使用を通じて、安全な畜産物を供給する。

また、病害虫防除所において病害虫の発生状況を把握し、病害虫の種類にあった農薬等の安全かつ適正な使用を指導する。

○施策 13 食中毒の発生動向及び原因調査

目的：食中毒の発生状況の把握及び原因の解析を行い、食中毒の防止対策に活用する。

概要：食中毒の散発患者や無症状病原体保有者の喫食内容や行動を調査し、比較検討することで、感染源の解明に活用する。

また、特別区との連携を推進し、速やかな食中毒関連情報の収集、解析に努め、食中毒による健康被害の未然防止・拡大防止を図る。

○施策 14 食品の安全に関する先行的調査

目的：食品の安全に関する調査を幅広く実施し、健康への悪影響の未然防止、拡大防止を図る。

概要：PCB¹⁸、有機水銀¹⁹、有機スズ化合物²⁰などの有害化学物質の食品汚染実態を把握するための調査を実施する。

また、国内外の最新情報を広く収集、整理し、必要とされる課題について先行的な調査を行い、実態を把握した上で、都民への情報提供、国への提案要求などに活用する。

○施策 15 ダイオキシン類²¹等の微量化学物質の実態調査

目的：食品等について、ダイオキシン類をはじめとする微量化学物質の汚染実態を把握し、安全確保対策に活用する。

概要：新たな知見等に対応しながら、継続した調査を実施し、調査結果は必要に応じて専門家へ評価を依頼し、都民や事業者へ情報提供を行う。

- ・東京湾産魚介類を対象とした、ダイオキシン類等の含有量調査
- ・都内に流通する農畜産物、魚介類を対象とした農薬（クロルデン類、ドリルン類）等の微量含有量の調査
- ・合成樹脂製容器入り食品の、微量化学物質の含有量調査
- ・環境中のダイオキシン類等のモニタリング調査

¹⁸ 「PCB」：78 ページ参照

¹⁹ 「有機水銀」：79 ページ参照

²⁰ 「有機スズ化合物」：79 ページ参照

²¹ 「ダイオキシン類」：76 ページ参照

○施策 16 海外情報や学術情報の収集

目的：海外情報や学術情報を収集し、リスク管理の基礎資料として活用する。

概要：インターネット、海外の専門誌、各種学会誌等を定期的に調査し、海外での食品等の事件・事故や新たな規制策、学会における研究発表など、食品の安全に関する最新の情報を探知する。

また、都民に提供すべき情報は、必要に応じて分かりやすくインターネット等により提供する。

○施策 17 食品安全情報評価委員会²²の運営

目的：食品の安全に関する情報の分析及び評価等を行い、科学的知見に基づく健康への悪影響の未然防止・拡大防止を推進する。

概要：食品の安全に関して幅広く収集した情報を、理化学・微生物学等の専門家及び都民で構成される食品安全情報評価委員会で評価を実施し、評価結果を踏まえ、重点監視や都民・事業者への情報提供、国への提案要求等を行う。

○施策 18 安全性調査・措置勧告制度の活用

目的：食品の安全に関する法制度を補完し、健康への悪影響の未然防止を図る。

概要：規格基準が定められていないなど、法で対応することが困難な食品等について、健康への悪影響を未然に防止する観点から必要と判断される場合には、食品安全条例に基づき、安全性調査を実施する。

調査の結果、改善等が必要と判断される場合には、事業者へ措置の実施について勧告し、公表を行う。

なお、調査・勧告に当たっては、あらかじめ食品安全情報評価委員会に意見を求める。

²² 「食品安全情報評価委員会」：68 ページ参照

2 食品等の生産から販売までの一貫した監視、指導等

食品の安全確保については、様々な法令等が関係しており、それを所管する部署も法令ごとに設置されている。こうした縦割りの組織の弊害を解消し、食品の生産から販売に至るすべての段階（フードチェーン）で安全確保のための施策を適切に実施することが必要である。

特に、大消費地であり、食品流通の拠点でもある東京の地域特性に対応した監視指導体制が重要であり、保健所を設置する自治体である特別区と連携をとりながら、都内全域をカバーする広域的・機動的な監視指導を実施していくことが必要である。

【方策】

- 関係各局の連携により、フードチェーン全体を網羅した監視指導や検査を推進
- 特に次の考え方に立った監視、指導等を実施
 - ・ 農薬、動物用医薬品の適正な使用方法を遵守する。
 - ・ 食品添加物を使用する場合は、必要最小限とする。
 - ・ 食品の取扱いにおいて、有害微生物による汚染防止を図る。
 - ・ 食品の表示について、法を遵守し、適正に行う。
- 特別区との連携により、広域に流通する食品の安全に係る事件・事故等に的確かつ迅速に対応できる機動的な監視指導を推進

【具体的な施策】

○施策 19 農薬、動物用医薬品等、生産資材の適正使用に関する監視指導及び検査

目的：生産資材の適正使用の指導を徹底し、農産物や畜産物の安全を確保する。

概要：食品原材料としての農産物や畜産物の安全確保を図るため、関連法令の周知徹底、生産資材の適正使用及び使用に関する記録とその保管について指導を徹底していく。

【農 薬】農薬取締法²³に基づく農薬の販売者への指導、生産者への適正使用の指導、農産物の残留農薬調査

²³ 「農薬取締法」：64 ページ参照

【肥料】肥料取締法²⁴に基づく肥料の安全性試験、登録・更新・届出に関する指導

【飼料】飼料安全法²⁵に基づく飼料検査

【動物用医薬品】薬事法²⁶に基づく動物用医薬品の製造・輸入・販売者への指導
監督、表示検査、品質検査、薬剤耐性菌発現状況調査、抗菌性薬剤残留調査、獣医師等への指導監督

○施策 20 畜産物等の安全対策

目的：養殖魚、家畜等の飼養施設に立ち入り、指導・検査等を通じて畜産物の安全を確保する。

概要：養殖場の調査監視及び養殖魚の衛生管理指導を実施する。

食品の原材料となる家畜等の健康管理や飼育場の衛生管理指導を実施する。

○施策 21 BSE対策

目的：生産から加工段階までの一貫したBSE対策の推進により、食肉の安全を確保する。

概要：生産段階において、死亡牛、起立不能牛等のBSE検査、家畜個体識別、耳標の装着などの対策を実施する。

と畜場において、BSEスクリーニング検査²⁷を実施するとともに、牛肉の加工段階を含め、特定危険部位²⁸の除去等適正な処理について、監視指導を実施する。

○施策 22 製造、加工、調理、販売施設等の監視指導

目的：食品衛生法及び都の食品関係条例に基づき食品の製造、加工、調理、販売等の施設に立ち入り、監視指導を通じた食品の安全を確保する。

概要：営業施設・設備に関する監視指導のほか、衛生管理や表示事項等に関する監視指導を実施する。

²⁴ 「肥料取締法」：65 ページ参照

²⁵ 「飼料安全法」：64 ページ参照

²⁶ 「薬事法」：65 ページ参照

²⁷ 「BSE スクリーニング検査」：78 ページ参照

²⁸ 「特定危険部位」：76 ページ参照

食中毒事件発生時の原因調査及び原因施設に対する、行政措置や再発予防策の指導を行う。

食中毒の多発時期である夏季や、食品の流通量が増大する年末には、都内一斉の監視指導を実施する。

○施策 23 食品等の収去検査

目的：食品衛生法で定められた規格基準への適合を検査し、違反食品を排除する。

概要：食品衛生法に基づき食品等を収去し、残留農薬、添加物、微生物、アレルギー物質などの検査を、違反発見情報等に基づき、効率的・効果的に実施する。

○施策 24 広域流通食品に対する監視

目的：輸入食品をはじめ、広域に流通する食品等を専門的・機動的に監視し、大規模な事件・事故の未然防止・拡大防止を図る。

概要：食品が都内に広く流通する前段で安全を確認するため、大規模製造業、輸入業、卸売市場、倉庫業など製造・流通の拠点となる事業施設等の監視指導を専門的に実施する²⁹。

また、重大な健康被害の発生やそのおそれがある場合などには、都区が連携して都内全域を対象に緊急監視を実施する。

○施策 25 「健康食品」対策

目的：「健康食品」について、安全対策を推進する。

概要：健康への悪影響の未然防止の観点から、市販品について、成分等の検査を実施する。

また、医薬品成分等の含有が疑われるなど、健康被害が懸念される場合には、必要に応じて調査し、法に違反している場合は、販売禁止等の行政処分を行う。

これらの情報は、広く都民へ公表し、情報提供を行う。

²⁹ 「都における食品衛生監視の体制」：74 ページ参照

○施策 26 自主回収報告制度³⁰の運用

目的：事業者の自主回収情報を公表することにより、違反食品等を確実に市場から排除する。

概要：事業者は、自ら取り扱う食品等について、食品衛生法違反や健康への悪影響のおそれに基づき自主回収を決定した場合に、都へ報告する。都は、回収の事実を広く都民に公表し、事業者による回収を促進させる。

また、都民へ制度の更なる周知を図り、健康への悪影響の未然防止に向けた制度の活用を推進する。

³⁰ 「自主回収報告制度」：66 ページ参照

3 適正な食品表示の推進

食品表示に関連する法律は、食品衛生法以外にも農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）³¹、健康増進法³²、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）³³など多岐に渡り、また、頻繁に制度改正が行われることから、事業者にとっても表示すべき事項が分かりづらいものとなっている。

一方、都民にとって食品表示は、食品を選択する際の重要な情報源であり、適正な表示を推進することは食品に対する安心・信頼を確保する上からも重要な課題となっている。

【方策】

- 関係局が連携を強化し、法、条例等に基づく適正な表示の指導の徹底
- 都民にとって分かりやすい表示方法の普及
- 都民との協働による適正な食品表示の推進

【具体的な施策】

○施策 27 法令・条例に基づく適正表示の指導

目的：法令等に基づく適正な食品表示を推進し、食品の安全と信頼を確保する。

概要：関係部署が連携し、以下の各法令に基づく適正な食品表示を指導する。

【食品衛生法】賞味期限、保存方法、アレルギー表示などの法定表示の徹底を指導する。また、検査により添加物や遺伝子組換え食品³⁴の表示が正しく行われているか検証する。

【JAS法】原料・原産地表示など法定表示の徹底を指導する。また、DNA鑑定等により肉や米などの品種表示が正しく行われているか検証する。

【健康増進法】栄養表示基準の徹底、虚偽誇大表示の防止を図る。また、特別用途食品表示許可制度の適正な運用を図る。

【景品表示法】消費者に誤認を与える不当表示を防止する。

³¹ 「JAS法」：63 ページ参照

³² 「健康増進法」：63 ページ参照

³³ 「景品表示法」：63 ページ参照

³⁴ 「遺伝子組換え食品」：76 ページ参照

【消費生活条例】消費者の選択の目安として、指定した品目の表示³⁵について指導する。

○施策 28 分かりやすい表示の普及

目的：都民が理解しやすい表示方法を普及する。

概要：都が定めた「バイオテクノロジー応用食品のマーク表示ガイドライン³⁶」に基づく、遺伝子組換え食品及びクローン牛肉へのマーク表示について、事業者の協力を求め普及を図る。

○施策 29 消費生活調査員³⁷による調査

目的：都民から募集した消費生活調査員による食品表示の実態調査を実施し、都民と協働して適正表示を推進する。

概要：法改正による新たな表示事項や違反状況等に基づき選定した調査項目について、消費生活調査員が、都内のスーパー等で販売されている食品の表示調査を実施する。調査の結果、問題があるものについては、都が事業者を指導する。

³⁵ 「消費生活条例の品質表示」：68 ページ参照

³⁶ 「バイオテクノロジー応用食品のマーク表示ガイドライン」：72 ページ参照

³⁷ 「消費生活調査員」：68 ページ参照

4 緊急時の体制整備

流通の広域化などにより、食品に関連する事故等も大規模化、複雑化する傾向にあり、予測困難な事態が発生する可能性が高まっている。

こうした事態に迅速・的確に対応するためには、関係各局の連携協力体制など、危機管理対応の充実が不可欠となっている。

【方策】

- 予測困難な事態に迅速・的確に対応するための、関係各局の連携体制の整備
- 新たな問題の発生に対応できるマニュアルの整備及び訓練などの検証を通じた改定
- 流通の拠点である卸売市場における危機管理体制の構築

【具体的な施策】

○施策 30 食品安全対策推進調整会議³⁸による緊急時対応の体制整備

目的：緊急時において、庁内の各局連携による迅速・的確な対応を図る。

概要：庁内の各局連携組織である「食品安全対策推進調整会議」において、緊急時に議長が「緊急連絡会議」を招集し、対策を検討する。

今後、緊急時対応マニュアルの整備と合わせ、「緊急連絡会議」の役割を明確にしていく。

○施策 31 大規模食中毒等の対応マニュアル整備

目的：大規模食中毒の発生時等の緊急時において迅速・的確な対応を図る。

概要：事件発生時の対応方法や関係機関の連絡・連携体制について、マニュアルを整備する。

また、訓練などの検証を通じて、マニュアルの内容を適宜見直し、有効に機能するものとしていく。

○施策 32 卸売市場内における危機管理対応

目的：卸売市場における食品の安全を脅かす危機の発生の未然防止・拡大防止を図る。

³⁸ 「食品安全対策推進調整会議」：69 ページ参照

概要：卸売市場における食の危機に際して、迅速かつ的確に対応するための行動指針である「危機管理マニュアル」を状況の変化に応じて改正するとともに、安全・品質管理者³⁹の範囲拡大などにより、卸売市場で起こり得るあらゆる事態に対応できるように体制を強化する。

³⁹ 「安全・品質管理者」：66 ページ参照

第3節 関係者による相互理解と協力の推進

食品の安全確保は、行政による規制だけで担保されるものではなく、事業者が安全な食品供給と情報提供を行い、都民はその情報に基づき正しい商品選択を行い、衛生的な方法で調理・喫食するなど、それぞれの役割を果たすことが重要である。

食品安全条例では、こうした都、都民、事業者がそれぞれの役割を担いながら、互いの取組を理解し、協力しながら食品の安全を確保することを基本理念として示している。

都では、こうした関係者の相互理解と協力の実現に向け、各種施策に積極的に取り組んでいく。

1 教育・学習の推進

関係者の相互理解と協力を図るためには、関係者が食品の安全に関する十分な知識を得て、その理解を深めることが求められている。

このため、都民や事業者が求める正しい情報を、必要とするときに、いつでも入手することのできる環境整備や、都民の自主的な学習への支援を推進していくことが必要となっている。

【方策】

- 様々な広報媒体を通じた情報の提供、普及啓発の実施
- 地域、学校、家庭における食品の安全に関する食育の推進
- 自主的な学習に取り組む都民に対する学習場所の提供などの支援

【具体的な施策】

○施策 33 食品の安全に関する普及啓発・情報提供

目的：食品の安全に関する様々な情報の提供により、都民・事業者の知識と理解を深める。

概要：食品衛生に関する普及啓発資材の作成・提供、各局のホームページによる情報提供、普及啓発用冊子の発行、報道機関への公表等、様々な媒体を通じて、食品の安全や安全対策に関する情報を、適切に分かりやすく都民・事業者提供に提供する。

○施策 34 食品の安全に関する食育の推進

目的：地域・学校・家庭において、食品の安全に関する正しい知識を学ぶことができるよう環境の整備を図り、都民が自ら食品の安全について判断できるようにする。

概要：学校教育の場や、消費生活総合センター等が開催する講座、都民向けの講習会、事業者との交流等を通じて、都民に食品の安全に関する教育・学習の機会を提供する。

○施策 35 都民の自主的な学習に対する支援

目的：都民の活動を支援し、食品の安全に関する知識と理解を深める。

概要：食品の安全に対する都民の意識の向上を図るため、都民が自主的に学習する際の各種教材や学習する場を提供するなどの支援を行う。

2 事業者による情報公開の促進

食品の安全について都民の関心が高まる中、生産履歴等の情報提供に対する要望が強くなっている。

都民の事業者に対する信頼性向上と相互理解に向け、事業者による食品の安全に関する情報提供を積極的に推進していくことが必要である。

【方策】

- 事業者が所有している生産情報や自主回収情報などを広く都民に提供する仕組みの充実

【具体的な施策】

○施策 36 生産情報提供食品事業者登録制度⁴⁰の促進

目的：都民に対し生産情報を提供することで、食品に対する安心感や事業者に対する信頼性を高める。

概要：都民が食品を選択する際の一助となるよう、生産情報を積極的に提供している事業者を登録して、都民に広く公表する制度の普及を推進する。

○施策 37 食品の安全に関する情報の提供促進

目的：都民に対し、食品の安全に関するリスク情報を提供することで、健康への悪影響の未然防止を図る。

概要：自主回収報告制度に基づく自主回収情報の公表や、くらしの安全情報サイトにおけるリコール情報の提供等を通して、事業者から都民に対する食品の安全に関するリスク情報の提供を促進する。

⁴⁰ 「生産情報提供食品事業者登録制度」：71 ページ参照

3 情報の共有化、意見の交流等の推進

食品の安全確保に向けた関係者の相互理解と協力を進めるためには、都、都民、事業者が食品の安全に関する共通認識を持つことが必要である。

こうした共通認識を醸成するためには、関係者間で情報を共有化し、意見の相互交流を図ることが前提となることから、関係者相互に意見の交流等が行える施策をさらに充実させることが求められている。

【方策】

- 都・都民・事業者が、食品の安全に関連する様々なテーマについて、情報及び意見の交流を推進

【具体的な施策】

○施策 38 関係者が一堂に会して行う情報・意見交流の推進

目的：行政が主体となった情報・意見交流により、食品の安全に対する共通認識を醸成する。

概要：食の安全都民フォーラムなどの意見交流の場を充実し、より多くの関係者とともに、食品の安全に関する様々なテーマについて、情報や意見の交流を推進し、関係者間の相互理解を図っていく。

○施策 39 インターネットを活用した情報・意見交流の推進

目的：インターネットを活用した情報・意見交流により、食品の安全に対する共通認識を醸成する。

概要：都が提供する食品安全ネットフォーラム、くらしの安全情報サイトにおいて、リスクコミュニケーション⁴¹の基礎となる情報の適切な提供や、タイムリーなテーマの設定を行い、関係者間の情報や意見の交流を推進し、相互理解を図っていく。

⁴¹ 「リスクコミュニケーション」：79 ページ参照

4 都民・事業者の意見の反映

関係者の理解と協力に基づく安全確保を進めるためには、科学的な評価を踏まえるとともに、都民・事業者の意見を反映させた施策を実施することが必要である。

このため、都民・事業者など関係者の意見を広く集め、それを必要に応じて施策へ反映させていく様々な仕組みづくりが求められている。

【方策】

- 各種審議会を通じた意見の聴取及び施策への反映
- 消費生活条例に基づく都民からの「申出制度」⁴²や「都民の声」⁴³制度の活用
- 苦情・相談など日常業務を通じた意見聴取

【具体的な施策】

○施策 40 食品の安全に関する審議会への都民・事業者の意見の反映

目的：都民、事業者の代表及び学識経験者から構成される各種審議会などを通じて、都民・事業者の意見を施策に反映し、食品の安全確保対策を推進する。

概要：食品安全審議会⁴⁴、消費生活対策審議会⁴⁵、都の各保健所における地域保健医療協議会や食品衛生推進会議等で、食品の安全確保に関する施策について、調査・審議を行う。

審議の過程において、意見を聴く会やパブリックコメントの募集などを行い、より多くの都民・事業者の意見反映を図る。

○施策 41 都民・事業者が意見・要望を申し出る機会の確保

目的：関係者が意見・要望を申し出る機会を確保し、食品の安全確保に関する施策に関係者の意見の反映を図る。

⁴² 「消費生活条例に基づく申出制度」：67 ページ参照

⁴³ 「都民の声」：72 ページ参照

⁴⁴ 「食品安全審議会」：69 ページ参照

⁴⁵ 「消費生活対策審議会」：68 ページ参照

概要：食品の安全に関する消費生活条例に基づく「申出」に対し、適切な調査を行い、必要に応じて施策に適切に反映する。

また、「都民の声」制度を活用し、広く都民から都の施策に対する意見・要望を受け付け、それに対する回答などを通じて、都民の理解と協力の推進を図る。

さらに、新たな施策の実施に当たっては、広く都民・事業者からの意見を聴くため、パブリックコメントを募集する。

○施策 42 相談等への適切な対応

目的：食品の安全に関する相談等へ適切に対応し、関係者の相互の信頼を深める。

概要：食品の安全に関する保健所や消費生活総合センター等への都民の苦情や相談を受け付け、必要な調査を行い、調査結果を分かりやすく説明するなど、適切に対応する。

第4節 安全確保施策の基盤づくり

科学技術の進展を背景として、新たな病原微生物や有害化学物質の出現など、様々な食品の安全に関する問題が生じてきている。こうした問題を解決する上で、調査研究等による新たな科学的知見の集積や技術開発などの果たす役割は重要である。

このため、都の試験研究機関をはじめ他の研究機関との連携を図りながら、問題解決に向けた施策の基盤となる研究などを進めて行く必要がある。

また、食品の流通が広域化する中で、食品の安全確保も広域的な取組が必要とされている。このため、都が独自に施策を進めるだけでなく、食品の生産地である他の自治体や輸入食品の検疫を行っている国との連携を進めていく。

1 基盤となる調査研究・技術開発

新たな農薬や添加物など化学物質の開発、ノロウイルス⁴⁶食中毒の増加など、食品の安全に関するリスクが多様化・複雑化している中で、科学的な根拠を持って対策を講じることが求められている。

こうした科学的根拠を得るためには、検査・分析方法の開発やより高度な衛生管理の手法など、安全確保対策の基礎となる研究・技術開発の推進が求められている。

【方策】

- 土壌等の改良対策など生産技術に関する研究の推進
- 試験検査法の開発・改良
- 食中毒のリスクを低減させる製造・加工技術の開発

【具体的な施策】

○施策 43 食品の安全確保のための生産・製造技術の開発

目的：最新の科学技術をもとに、より安全性の高い食品の生産・製造が行える技術開発の調査研究を推進する。

概要：食品の殺菌や保存などの工業技術に関する試験研究や土壌中のドリソ系農薬の分解手法の検討など、生産技術の開発に関する研究を推進するとともに、事業者への普及を図る。

⁴⁶ 「ノロウイルス」：77 ページ参照

○施策 44 試験検査法の開発・改良

目的：より迅速で正確な結果が得られる検査法の開発を通じて、的確な監視指導や自主管理の向上等を図る。

概要：検査方法が確立されていない物質の検査技術の開発、検査の迅速性や精度向上を図るための試験検査法の改良などを推進する。

また、試験検査の適切な精度管理を行い、検査結果の信頼性を確保する。

○施策 45 食品安全に関する基礎研究の推進

目的：食品の安全を確保する上で基礎となる研究を推進する。

概要：食中毒菌を死滅させるための加工・調理法の把握、病原性の発生機序の解明、食品の品質劣化防止の研究を推進し、成果は学会発表等を通じて広く公表するとともに、必要に応じて安全確保施策へ反映させる。

2 区市町村、国等との連携

都内で消費される食品のほとんどは都外で生産・製造されたものであるため、違反処理や食中毒調査等、食品の安全確保施策を進める上で、国や他の自治体との連携は不可欠となっている。

また、特別区をはじめ、都内の市町村との連携を図り、多くの都民が食品の安全確保に向けた取組に参加できる施策を進めることが重要となっている。

【方策】

- 首都圏をはじめ、他自治体との定期的な情報交換
- 違反処理等を通じた連携の強化
- 必要に応じて国への提案要求

【具体的な施策】

○施策 46 生産段階の安全確保に係る近隣自治体との連携強化

目的：農産物の安全確保について関東近県との広域的な連携を図る。

概要：市場に入荷する青果物の4割を生産する関東近県の自治体と連携し、安全で安心な生産対策に関する情報交換や、都民への生産情報の提供などの充実を図り、広域で消費される農産物の安全生産を推進する。

○施策 47 食品衛生に関する自治体間の広域的連携の推進

目的：食品衛生に関する自治体間の広域的な連携を図り、都内に流通する食品の安全を確保する。

概要：全国食品衛生主管課長連絡協議会、全国食肉衛生検査所協議会、全国市場衛生検査所協議会、14大都市主管課長会、首都圏食中毒防止連絡会などの組織を活用し、食品衛生に関する定期的な情報交換等を行う。

また、違反処理、食中毒調査などに際し、関係自治体との速やかな連絡調整と適切な連携協力により、迅速・的確に対応する。

○施策 48 食品衛生に関する特別区との連携協力の推進

目的：特別区との役割分担を踏まえ、一体となった取組により、都内に流通する食品の安全を確保する。

概要：保健所を設置する自治体である特別区と、都区協議に基づく連携協力体制⁴⁷を構築し、製造、販売段階における食品の安全確保対策について、都区一体となった取組を進める。

○施策 49 消費生活施策に関する自治体連携

目的：消費生活に関する施策について、必要に応じ、区市町村や他の自治体と情報提供・事業の実施等について協力していく。

概要：消費生活に関する施策の相互の緊密な連携を確保するため、全国や区市町村の消費者行政担当課長会などの組織を活用し、定期的な情報交換等を行う。

○施策 50 国との連携・提案要求

目的：国との連携により、食品の安全確保施策の充実を図る。

概要：食品の規格基準の設定や輸入食品対策の充実強化等について、必要に応じて、国への提案要求を行う。

また、輸入食品に係る違反処理等⁴⁸において、情報交換を密に行い、適切な対応を図る。

⁴⁷ 「都区協議に基づく連携協力体制」：66 ページ参照

⁴⁸ 「輸入食品対策における国と自治体との関係」：73 ページ参照